

# 公立大学法人長野県立大学職員給与規程

平成 30 年 4 月 1 日 規程第 236 号

平成 30 年 12 月 25 日

令和元年 12 月 16 日

最終改正 令和 2 年 11 月 30 日

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 給料等（第 4 条－第 14 条）
- 第 3 章 扶養手当（第 15 条－第 19 条）
- 第 4 章 地域手当（第 20 条－第 22 条）
- 第 5 章 住居手当（第 23 条－第 26 条）
- 第 6 章 通勤手当（第 27 条－第 32 条）
- 第 7 章 単身赴任手当（第 33 条－第 35 条）
- 第 8 章 特殊勤務手当（第 36 条－第 38 条）
- 第 9 章 時間外勤務手当等（第 39 条－第 43 条）
- 第 10 章 役職手当（第 44 条－第 45 条）
- 第 11 章 期末手当（第 46 条－第 49 条）
- 第 12 章 勤勉手当（第 50 条－第 52 条）
- 第 13 章 寒冷地手当（第 53 条－第 55 条）
- 第 14 章 休職者等の給与（第 56 条－第 60 条）
- 第 15 章 補則（第 61 条－第 65 条）

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この規程は、公立大学法人長野県立大学職員就業規則（平成 30 年規程第 213 号。以下「就業規則」という。）第 30 条の規定に基づき、職員の給与に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

### （給与）

第 2 条 この規程で給与とは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、役職手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当をいう。

### （給与の支払）

第 3 条 この規程に基づく給与は現金で支払わなければならない。

- 2 職員の給与は、何人も、法律によって特に認められた場合を除く外、職員の給与からその職員が支払うべき金額を差引きまたは差引かせてはならない。
- 3 職員の給与は、直接その職員に支払わなければならない。

## 第 2 章 給料等

### （給料）

第 4 条 給料は、公立大学法人長野県立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平

成 30 年規程第 226 号。以下「勤務時間等規程」という。) 第 2 条第 1 項及び同条第 4 項に規定する勤務時間(以下「所定労働時間」という。)による勤務に対する報酬であって、すべての職員に対して支給する。

- 2 各職員に支給する給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度合に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

(給料表)

第 5 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 事務職給料表(別表第 1)
- (2) 教育職給料表(別表第 2)
- (3) 医療職給料表(別表第 3)
- (4) 指定職給料表(別表第 4)

- 2 指定職給料表の適用を受ける職員の給料月額は、同表左欄の職に応じ、同表右欄に定める額とする。

(職務の級)

第 6 条 職員の職務(前条第 1 項第 3 号に定める指定職給料表の適用を受ける職員を除く。)は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを第 1 項の給料表(以下、「給料表」という。)に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

(初任給、及び異動した場合の号俸)

第 7 条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号俸は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長が別に定める基準に従い決定する。

(昇給)

第 8 条 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前 1 年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を 4 号俸(事務職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が 7 級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員にあっては、3 号俸)とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

- 3 満 55 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4 号俸(事務職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が 7 級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員にあっては、3 号俸)」とあるのは、「1 号俸」とする。

- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給料の更正)

第 9 条 理事長は、職員の現に受けている給料月額が、その者の担当する職務の内容及び責任の度合が同程度である他の職員との権衡上適当でないと認めるときは、その者の給料月額を上位

に定めることができる。

(再任用職員の給料月額)

第 10 条 公立大学法人長野県立大学職員再雇用規程（以下、「職員再雇用規程」という。）第 27 条の規定により採用された再雇用職員の給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 再雇用常勤職員 その者に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額
- (2) 再雇用短時間職員 その者に適用される前号に規定する給料月額に、職員再雇用規程第 18 条第 2 項の規定により定められたその者の労働時間を職員就業規則第 18 条第 1 項に規定する労働時間で除して得た数を乗じて得た額

(給料表の適用、職務の級の資格基準、初任給及び昇給等に関する実施規定)

第 11 条 第 5 条から前条までに定めるもののほか、職員の給料表の適用、職務の級の資格基準、初任給及び昇給等に関し必要な事項は、理事長が定める。

(給料の支払方法)

第 12 条 給料は、毎月その月額を支給する。

- 2 職員の毎月の給料は、その月の 16 日に支給するものとする。ただし、その日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日（以下、この条において「休日」という。）又は土曜に当たるときは、その日の直後の日曜日、休日、又は土曜日でない日に支給するものとする。

第 13 条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、公立大学法人長野県立大学（以下「法人」という。）を離職した常勤の役職員が即日職員となったときは、その翌日から給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第 1 項又は第 2 項の規定により給料を支給する場合であつて、第 1 項に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から公立大学法人長野県立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成 30 年規則第 226 号。以下「勤務時間等規程」という。）第 2 条第 3 項、第 5 項及び第 6 項及び第 18 条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前 4 項に定めるものを除くほか、給料の支給方法に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給料の調整額)

第 14 条 理事長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度合若しくは勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるとき又は一の職務の級から他の職務の級に移った場合で権衡上必要と認めるときは、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の 100 分の 25 を超えてはならない。

(扶養手当の支給)

第 15 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

(扶養親族)

第 16 条 前条の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主として、その職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫
- (3) 満 60 歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

2 扶養親族の認定に関し必要な事項は、理事長が定める。

(扶養手当の額)

第 17 条 扶養手当の月額は、前条第 1 項第 2 号に該当する扶養親族（本条及び次条において「扶養親族たる子等」という。）については 1 万円、同項第 1 号（本条及び次条において「扶養親族たる配偶者」という。）及び第 3 号から第 5 号までの扶養親族（本条及び次条において「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円とする。ただし、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級の職員及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員の扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 3,500 円とし、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級の職員及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員の扶養親族たる配偶者、父母等については支給しない。

2 扶養親族たる子等のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養手当の支給方法)

第 18 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（第 16 条第 1 項第 2 号又は第 4 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子等及び扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子等及び扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第 1 号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開

始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子等で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子等及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子及び扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子及び扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

第 19 条 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

#### 第 4 章 地域手当

（地域手当の支給）

第 20 条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して理事長が定める地域に在勤する職員に対して支給する。

（地域手当の額）

第 21 条 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び役職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1 級地 100 分の 20
- (2) 2 級地 100 分の 16
- (3) 3 級地 100 分の 15
- (4) 4 級地 100 分の 12
- (5) 5 級地 100 分の 10
- (6) 6 級地 100 分の 6
- (7) 7 級地 100 分の 3
- (8) 8 級地 100 分の 1.7

2 前項の地域手当の級地は、理事長が定める。

（地域手当の支給方法）

第 22 条 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

## 第5章 住居手当

### (住居手当の支給)

第23条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額1万500円を超える家賃を支払っている職員（職員宿舎を貸与されている職員等で、理事長が別に定めるものを除く。）
- (2) 第33条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（職員宿舎その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万500円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に理事長が定めるもの

---

注 令和元年12月16日理事会議決第1号により、令和2年4月1日から施行  
第23条第1項中「1万500円」を「1万2,000円」に改める。

---

### (住居手当の額)

第24条 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- (1) 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、当該区分に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
  - ア 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万500円を控除した額
  - イ 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万4,500円を超えるときは、1万4,500円）を1万2,500円に加算した額
- (2) 前条第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

---

注 令和元年12月16日理事会議決第1号により、令和2年4月1日から施行  
第24条中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同条1号中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同号のア中「2万3,000円」を「2万4,500円」に「1万500円」を「1万2,000円」に改め、同号のイ中「2万3,000円」を「2万4,500円」に、「1万4,500円」を「1万5,200円」に改める。

---

### (住居手当の支給方法)

第25条 新たに職員となった者が住居手当の支給の要件を具備する職員である場合又は職員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに住居手当の支給の要件を具備した場合
- (2) 住居手当の支給の要件を欠くに至った場合
- (3) 住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の月額その他の支給に住居手当の支給に関する事項に変更があった場合

- 2 住居手当の支給は、新たに職員となった者が住居手当の支給の要件を具備する職員である場合においてはその者が職員となった日、住居手当を受けていない職員が新たに前項第1号の規定に該当する職員となった場合においてはその該当することとなった日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、住居手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはその者が離職し、又は死亡した日、住居手当を受けている職員が前項第2号に該当する職員となった場合においてはその該当することとなった日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
  - 3 住居手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その変更のあつた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
  - 4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 第26条 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

## 第6章 通勤手当

### (通勤手当)

第27条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長の定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用して、その運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

### (通勤手当の額)

第28条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。以下、この章において同じ。）につき、理事長が定める基準により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この条において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た

額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、当該1箇月当たりの運賃等相当額と5万5,000円との差額の2分の1（当該差額の2分の1が3万円を超えるときは、3万円）を5万5,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と5万5,000円との差額の2分の1（当該差額の2分の1が3万円を超えるときは、3万円）を5万5,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

- (2) 前条第2号に掲げる職員 次の表に掲げる自動車等を使用する距離の区分に応じ、支給単位期間につき、当該区分に掲げる額（再雇用短時間職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が定める職員にあっては、その額から、その額に理事長が定める割合を乗じて得た額を減じた額）

| 自動車等を使用する距離            | 額   |
|------------------------|---|
| 片道2キロメートル未満            | 2,460円  |
| 片道2キロメートル以上10キロメートル未満  | 2,460円に2キロメートルを超える距離が1キロメートル増すごとに680円を加えた額    |
| 片道10キロメートル以上25キロメートル未満 | 7,900円に10キロメートルを超える距離が1キロメートル増すごとに620円を加えた額   |
| 片道25キロメートル以上40キロメートル未満 | 1万7,200円に25キロメートルを超える距離が1キロメートル増すごとに610円を加えた額 |
| 片道40キロメートル以上60キロメートル未満 | 2万6,350円に40キロメートルを超える距離が1キロメートル増すごとに420円を加えた額 |
| 片道60キロメートル以上75キロメートル未満 | 3万4,750円に60キロメートルを超える距離が1キロメートル増すごとに420円を加えた額 |
| 片道75キロメートル以上           | 41,050円                                       |

- (3) 前条第3号に掲げる職員 前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と5万5,000円との差額の2分の1（当該差額の2分の1が3万円を超えるときは、3万円）を5万5,000円に加算した額に当該支給単位期間に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）。ただし、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員で自動車等を使用する距離が片道2キロメートル未満のものにあっては、第1号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合）にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額）が前号に定める額に満たない場合にあっては、前号に定める額）とする。

- 2 前条第1号又は第3号に掲げる職員で、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、理事長が定めるところ



により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額を運賃相当額の算出の基礎となる運賃等を含めて前項の規定により算出した額に相当する額とする。

- 3 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

(通勤手当の支給方法)

第 29 条 職員が、新たに第 27 条に規定する職員となった場合、又は同上に規定にする職員が、次の各号の一に該当する場合には、その職員は、直ちにその通勤の実情を理事長に届け出なければならない。

(1) 勤務箇所を異にして移動した場合

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

- 2 前項第 2 号に掲げる変更により第 27 条に規定する職員でなくなった場合には、前項の例により届け出なければならない。

- 3 理事長は、職員から前 2 項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第 27 条に規定する職員であるときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定する。

第 30 条 通勤手当の支給は、職員が新たに第 27 条に規定する職員になった場合においてはその日の属する月の翌日（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合にはその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条に規定する職員でなくなった場合においてはその日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合には、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、通勤手当の額を増額して改訂する場合における支給額の改定について準用する。

- 3 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあつては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。

第 31 条 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

第 32 条 前 3 条に定めるもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 第 7 章 単身赴任手当

(単身赴任手当の支給)

第 33 条 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、配偶者と別居する職員で、当該異動

又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員に対しては、同項及び次条の規定に準じ、単身赴任手当を支給する。

(単身赴任手当の額)

第34条 単身赴任手当の月額は、3万円(理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下この条において「交通距離」という。)が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、1万6千円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額)とする。

(単身赴任手当の支給方法)

第35条 単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

## 第8章 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

第36条 著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないことが認められるものに従事する職員には、勤務した実績に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1) 入試手当

(2) 前号のほか理事長が別に定める勤務にかかるもの

(入試手当)

第37条 入試手当は、就業規則第2条第2項に規定する教員が、入学者選抜試験の問題作成、採点等の業務に従事したときに支給する。

2 一般選抜入試における入試手当の額は、次に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 教科・科目の問題作成業務 1回当たり4万円

(2) 小論文の問題作成業務 1回当たり2万円

(3) 採点、監督又は面接業務 1日当たり1万円

3 前項以外の方法による入試手当の額は、次に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 教科・科目・小論文の問題作成業務 1回当たり2万円

(2) 採点、監督又は面接業務 1日当たり1万円

(特殊勤務手当の支給等)

第38条 特殊勤務手当は、給料の支給方法に準じて、その月の分を翌月の給料支給日に支給する。

2 特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

## 第9章 時間外勤務手当等

(時間外勤務手当)

第39条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した

全時間に対して、勤務1時間につき62条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 再雇用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれの100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、勤務時間規程第2条第6項又は第18条の規定により、あらかじめ、同条第4項若しくは第5項又は第18条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（次項及び第5項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間中に勤務した全時間（理事長が別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第62条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間規程第2条第3項、第5項及び第6項並びに第18条の規定による週休日における勤務のうち理事長が別に定めるものを除く。）の時間と労働時間規定第2条第6項又は第18条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を割り振られ、当該正規の勤務時間中にした勤務の時間（理事長が別に定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、労働1時間につき、第62条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて正規の勤務時間中にした勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間規程第7条第1項に規定する時間外勤務代替休暇を指定された場合において、当該時間外勤務代替休暇に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代替休暇の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第62条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する理事長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、割振り変更前の正規の労働時間を超えて正規の労働時間中にした勤務にあつては100分の50から第3項に規定する理事長が定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規

定する理事長が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日勤務手当)

第40条 正規の勤務時間が割り振られた日が勤務時間等規程第9条第1項第1号に規定する休日(勤務時間等規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。次項及び第42条において「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間等規程第9条第1項第2号に規定する休日(勤務時間規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた労働時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。次項及び42条において「年末年始の休日等」という。)に当たっても、正規の給与を減額しない。

2 祝日法による休日等(再雇用職員就業規則第20条若しくは勤務時間等規程第2条第3項若しくは第5項又は第18条の規定により毎日曜日を休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間等規程第9条第1項第1号に規定する休日が勤務時間規程第2条第5項若しくは第6項又は第18条の規定による週休日に当たるときは、理事長が定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第62条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を休日手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第41条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第62条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第42条 第44条第1項の規定による理事長が指定する職にある職員(次項において「対象職員」という。)が次の各号のいずれかに該当する勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(1) 臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要による勤務時間規程第2条第3項、第5項及び第6項並びに第18条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次号において「週休日等」という。)における勤務

(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間における勤務

2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる勤務 1万2,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる勤務 6,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(時間外勤務手当等の支給日)

第43条 第39条から前条までの規定による給与の支給については、第38条の規定を準用する。ただし、勤務時間等規程第7条第1項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員が当

該時間外勤務代休時間に特に勤務することを命ぜられ、当該時間外勤務代休時間に勤務した場合に支給する第 39 条第 5 項（同条第 6 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により支給することを要しないこととされた時間外勤務手当は、当該時間外勤務代休時間の属する月の翌月の給料支給日に支給する。

## 第 10 章 役職手当

### （役職手当の支給）

第 44 条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき、理事長が別に定める職にある者に支給する。

2 前項に規定する役職手当の額は、その職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額  
の 100 分の 25 を超えない範囲で理事長が別に定める額とする。

### （役職手当の支給方法）

第 45 条 役職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

## 第 11 章 期末手当

### （期末手当の支給）

第 46 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この章においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ 6 月 30 日及び 12 月 10 日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその日の直前の金曜日である日。以下これらの日について規定している場合について同じ。）に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第 21 条第 1 項第 1 号の規定により解雇され、又は死亡した職員（第 56 条第 4 項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

### （期末手当の額）

第 47 条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の 127.5 を乗じて得た額（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの並びに教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、理事長が別に定めるものを除く。第 51 条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100 分の 107.5 を乗じて得た額）に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100 分の 100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
- (4) 3 箇月未満 100 分の 30

2 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 107.5」とあるのは「100 分の 60」とする。

3 第 1 項の期末手当基礎額は、前条の職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの並びに教育職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮してこれに相当する職員とし

て当該給料表ごとに理事長が別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に、給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第1項の期末手当基礎額とする。

5 第1項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当の支給制限）

第48条 次の各号の一に該当する者には、第46条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日（第46条の規定により期末手当を支給する日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日までの間に職員就業規則第21条第2項第5号の規定により解雇された職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第21条第1項第2号の規定により解雇された職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差止め）

第49条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ）をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 離職した日から当該支給日の前日までに、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止め処分（以下「一時差止」という。）を行った場合には、当該一時差止を受けた者に書面を交付しなければならない。
  - 3 前項の書面の交付は、一時差止を受けた者の所在を知ることができない場合においては、民法（明治29年法律第89号）第98条の規定による公示の方法により行うものとする。
  - 4 一時差止を受けた者は、当該一時差止後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

- 5 理事長は、一時差止について、次の各号の一に該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止を受けた者が当該一時差止の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止を受けた者について、当該一時差止の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 理事長は、一時差止を行う場合は、当該一時差止を受けた者に対し、一時差止の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、一時差止に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第12章 勤勉手当

### (勤勉手当の支給)

第50条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第21条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

### (勤勉手当の額)

第51条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前条の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前条の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に、100分の45（特定幹部職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

2 前項の勤勉手当基礎額は、前条の職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

3 第47条第4項の規定は、第1項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第51条第2項」と読み替えるものとする。

### (期末手当に関する規定の準用)

第52条 第48条及び第49条の規定は、第49条の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第48条中「第46条」とあるのは「第50条」と、同条第1号中「基準日から」

とあるのは「基準日（第 50 条に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。

## 第 13 章 寒冷地手当

### （寒冷地手当の支給）

第 53 条 寒冷地手当は、11 月から翌年 3 月までの期間（以下この章において「支給期間」という。）内における各月の初日（以下この章において「基準日」という。）において、長野市に在勤する職員に対して支給する。

### （寒冷地手当の額）

第 54 条 寒冷地手当の月額は、基準日における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 世帯主（主としてその収入によって世帯の生計を支えている者をいう。次号において同じ。）である職員であって、第 16 条第 1 項に規定する扶養親族（以下この号において「扶養親族」という。）あるもの（配偶者と別居している職員及びこれに準ずる職員で理事長が定めるもののうち前項に掲げる地域又は理事長が定める地域に居住する扶養親族のないもの並びにこれに相当するものとして理事長が定める職員を除く。） 1 万 7,800 円
- (2) 世帯主である職員であって、前号に掲げる職員以外のもの 1 万 200 円
- (3) 前 2 号に掲げる職員以外の職員 7,360 円

### （寒冷地手当の支給方法）

第 55 条 寒冷地手当は、支給期間内において、給料の支給方法に準じて支給する。

## 第 14 章 退職者等の給与

### （心身の故障による退職）

第 56 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第 13 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり、就業規則第 13 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当の全額を支給し、満 2 年をこえ満 3 年に達するまで、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。
- 3 職員が前 2 項以外の心身の故障のため、就業規則第 13 条第 1 項第 1 号の規定により退職にされたときは、その退職の期間が満 2 年（成人病その他理事長が定める心身の故障のため退職にされたときは、満 3 年）に達するまで、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。
- 4 前 2 項又は第 58 条に規定する職員が当該規定による期間内で、第 46 条に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡したときは、同条の規定による支給日に当該規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 5 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第 48 条及び第 49 条の規定を準用する。この場合において、第 48 条中「、第 46 条」とあるのは、「、第 56 条第 4 項」と読



み替えるものとする。

(刑事事件に基づく休職)

第 57 条 職員が就業規則第 13 条第 1 項第 2 号の規定により休職されたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内の額を支給することができる。

(他の職務に従事した場合の休職)

第 58 条 職員が就業規則第 13 条第 1 項第 3 号の規定により休職にされたときはその休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ 100 分の 70 以内の額を支給することができる。

(休職者等の給与の支給制限)

第 59 条 休職中の職員に対しては、当該休職の期間中、前 3 条に規定する以外のいかなる給与も支給しない。

(育児休業者の期末手当等の支給)

第 60 条 第 46 条に規定するそれぞれの基準日に公立大学法人長野県立大学職員の育児休業、介護休業等に関する規程（以下「休業規程」という。）の規定に基づく育児休業（次項において「育児休業」という。）をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が定める期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 第 50 条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

## 第 15 章 補則

(給与の減額)

第 61 条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第 7 条第 1 項に規定する時間外勤務代休時間又は勤務時間規程第 13 条に規定する休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない 1 時間につき、第 62 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 62 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額、第 20 条に規定する地域手当の月額、第 44 条に規定する役職手当の月額及び第 53 条に規定する寒冷地手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもの（第 39 条から第 41 条までに規定する手当にあつては、1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもの）で除して得た額とする。

2 寒冷地手当の支給を受ける職員の第 39 条から第 41 条までに規程する勤務 1 時間当たりの給与額は、前項の規定にかかわらず、理事長が定める額とする。

(特定の職員についての適用除外)

第 63 条 第 39 条及び第 40 条第 2 項の規定は、第 44 条第 1 項に規定する職にある職員には適用しない。

2 第 3 章、第 5 章、及び第 13 章の規定は、再雇用職員には適用しない。

(給与の口座振替)

第 64 条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(実施規定)

第 65 条 この規定に基づく給与の支給に関し、必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

(継承職員に係る給与の決定)

2 平成 30 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）において、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 59 条第 2 項の規定の適用を受けた職員（以下「法人移行職員」という。）に適用する給料表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める給料表を適用するものとする。

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 施行日の前日に適用を受けていた給料表 | 施行日に適用する給料表 |
| 教育職給料表（一）          | 教育職給料表      |

3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の職務の級及び号俸は、法人移行職員が施行日の前日に受けていた給料表の職務の級及び号俸と同じ職務の級及び号俸に決定するものとし、旧号俸を受けていた期間は新号俸を受ける期間に通算する。

4 施行日以後最初に行われる法人移行職員に係る昇格、降格、昇給、期末手当及び勤勉手当に係る規定の適用については、施行日の前日までの引き続き長野県職員としての在職期間に係る勤務成績等を、法人職員としての在職期間に係る勤務成績等とみなす。

5 第 2 項の規定にかかわらず、他の職員との均衡上必要があると認められる法人移行職員については、理事長の承認を得てその者の号俸を調整することができる。

6 施行日前に長野県において行われた法人移行職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当に係る認定については、法人において行ったものとみなす。

7 平成 30 年 6 月 1 日を基準日とする法人移行職員の期末手当又は勤勉手当の支給に係る第 46 条又は第 50 条の規定の適用については、施行日の前日までの引き続き長野県職員としての在職期間又は勤務成績は、第 47 条第 1 項の在職期間又は第 50 条の勤務成績とみなす。

(派遣等職員の給与)

8 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年長野県条例第 38 号）に基づき、長野県から法人に派遣された職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 27 年条例長野県第 6 号）その他長野県の関係例規及び通知等の定めるところにより算定した額を支給する。

(経過措置)

9 法人移行職員のうち、その者の受ける給料月額が施行日の前日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 27 年長野県条例第 4 号）附則第 3 項から第 5 項までの適用を受ける職員のうち、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 30 年長野県条例第 6 号。以下「平成 30 年一般職改正条例」という。）の規定により支給される額が、平成 30 年一般職改正条例の改正前の規定により支給される額に達しない場合は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、平成 30 年一般職改正条例の改正前の規定により支給される額を給料として支給する。

10 前項の規定は、施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員で、雇用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、前項中「施行日の前日において職員の給与に関する条

例等の一部を改正する条例（平成 27 年長野県条例第 4 号）附則第 3 項から第 5 項までの適用を受ける職員のうち、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 30 年長野県条例第 6 号。以下「平成 30 年一般職改正条例」という。）の規定により支給される額」とあるのは、「理事長が別に定める額」と読み替えるものとする。

11 前 2 項の規定の適用について、他の職員との権衡を失すると認められるときその他特別の事情があるときは、必要な調整を行うことができる。

12 附則第 9 項（附則第 10 項において準用する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員に関する第 50 条第 4 項（第 54 条第 3 項の規定において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第 10 項（第 11 項において準用する場合を含む。）の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則（平成 30 年 12 月 25 日改正）

（施行期日）

1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 51 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の改正規定は平成 30 年 12 月 1 日から、第 21 条第 1 項第 8 号の改正規定は、平成 31 年 1 月 1 日から、第 47 条第 1 項の改正規定は同年 4 月 1 日から施行する。

（平成 30 年 12 月に支給する勤勉手当の特例）

2 平成 30 年 12 月に支給する勤勉手当については、改正後の規定第 51 条第 1 項第 1 号中「100 分の 92.5」とあるのは、「100 分の 95」と、「100 分の 112.5」となるのは「100 分の 115」に、同条同項第 2 号中「100 分の 45」とあるのは「100 分の 47.5」に、「100 分の 55」とあるのは「100 分の 47.5」に読み替えるものとする。

附 則（令和元年 12 月 16 日改正）

（施行期日）

1 第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号の規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 11 月 30 日改正）

（施行期日）

1 この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 2 年 12 月に支給する期末手当の特例）

2 令和 2 年 12 月に支給する期末手当について、改正後の同規定第 47 条第 1 項中「100 分の 127.5」とあるのは、「100 分の 125」に、「100 分の 107.5」とあるのは、「100 分の 105」に同条第 2 項中「100 分の 70」とあるのは、「100 分の 67.5」に、「100 分の 60」とあるのは、「100 分の 57.5」に読み替えるものとする。

## (別表第1)(第5条関係)

## 事務職給料表

| 職員の<br>区分 | 職務<br>の級<br>号 俸 | 1級      | 2級      | 3級      | 4級      | 5級      | 6級      | 7級      | 8級      | 9級      |
|-----------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|           |                 | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
|           |                 | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|           | 1               | 149,100 | 199,609 | 236,300 | 269,700 | 295,700 | 326,000 | 370,700 | 416,800 | 468,200 |
|           | 2               | 150,200 | 201,400 | 237,900 | 271,500 | 298,000 | 328,300 | 373,300 | 419,300 | 471,400 |
|           | 3               | 151,500 | 203,200 | 239,500 | 273,400 | 300,100 | 330,600 | 375,800 | 421,900 | 474,500 |
|           | 4               | 152,600 | 205,100 | 241,100 | 275,500 | 302,200 | 332,900 | 378,400 | 424,300 | 477,500 |
|           | 5               | 153,700 | 206,600 | 242,500 | 277,300 | 304,100 | 335,100 | 380,400 | 426,200 | 480,600 |
|           | 6               | 154,800 | 208,400 | 244,300 | 279,100 | 306,300 | 337,200 | 382,900 | 428,600 | 483,700 |
|           | 7               | 156,000 | 210,300 | 245,800 | 280,900 | 308,500 | 339,400 | 385,300 | 430,700 | 486,700 |
|           | 8               | 157,100 | 212,100 | 247,400 | 283,000 | 310,700 | 341,700 | 387,800 | 433,000 | 489,900 |
|           | 9               | 158,100 | 213,700 | 248,600 | 285,000 | 312,600 | 343,600 | 390,300 | 435,000 | 492,600 |
|           | 10              | 159,500 | 215,600 | 250,100 | 287,100 | 315,000 | 345,900 | 393,000 | 437,200 | 495,800 |
|           | 11              | 160,900 | 217,400 | 251,700 | 289,000 | 317,200 | 347,900 | 395,700 | 439,300 | 498,900 |
|           | 12              | 162,200 | 219,300 | 253,100 | 290,900 | 319,600 | 350,100 | 398,500 | 441,500 | 502,000 |
|           | 13              | 163,400 | 220,700 | 254,600 | 293,000 | 321,700 | 352,000 | 400,900 | 443,200 | 504,800 |
|           | 14              | 164,900 | 222,500 | 256,000 | 294,900 | 323,900 | 354,000 | 403,300 | 445,000 | 507,200 |
|           | 15              | 166,500 | 224,300 | 257,300 | 296,900 | 326,100 | 356,100 | 405,500 | 447,100 | 509,500 |
|           | 16              | 168,100 | 226,100 | 258,800 | 298,900 | 328,300 | 358,100 | 408,000 | 449,100 | 511,900 |
|           | 17              | 169,300 | 227,800 | 260,300 | 300,700 | 330,200 | 359,800 | 409,800 | 451,100 | 514,000 |
|           | 18              | 170,900 | 229,600 | 261,800 | 302,700 | 332,300 | 361,900 | 411,800 | 452,900 | 515,400 |
|           | 19              | 172,400 | 231,200 | 263,600 | 304,900 | 334,300 | 363,700 | 413,800 | 454,700 | 517,000 |
|           | 20              | 173,900 | 232,800 | 265,400 | 306,900 | 336,400 | 365,700 | 415,600 | 456,500 | 518,400 |

## 再雇用以外の職員

|    |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 21 | 175,300 | 234,300 | 267,000 | 308,900 | 338,100 | 367,600 | 417,600 | 458,300 | 519,600 |
| 22 | 178,000 | 236,000 | 268,800 | 311,000 | 340,200 | 369,600 | 419,400 | 459,900 | 521,000 |
| 23 | 180,700 | 237,600 | 270,400 | 313,100 | 342,300 | 371,600 | 421,200 | 461,300 | 522,600 |
| 24 | 183,300 | 239,300 | 272,000 | 315,200 | 344,400 | 373,500 | 423,200 | 462,800 | 524,100 |
| 25 | 186,000 | 240,300 | 274,000 | 316,900 | 345,900 | 375,600 | 425,000 | 464,200 | 525,200 |
| 26 | 187,700 | 241,800 | 275,800 | 319,100 | 347,800 | 377,500 | 426,600 | 465,600 | 526,400 |
| 27 | 189,300 | 243,300 | 277,600 | 321,100 | 349,700 | 379,600 | 428,100 | 466,900 | 527,600 |
| 28 | 191,100 | 244,500 | 279,300 | 323,200 | 351,700 | 381,600 | 429,700 | 468,100 | 528,800 |
| 29 | 192,600 | 245,700 | 281,000 | 324,900 | 353,300 | 383,100 | 431,400 | 469,200 | 529,800 |
| 30 | 194,300 | 246,900 | 282,800 | 327,000 | 355,200 | 385,000 | 432,700 | 469,900 | 530,800 |
| 31 | 196,200 | 248,000 | 284,600 | 329,100 | 357,200 | 386,800 | 434,000 | 470,700 | 531,700 |
| 32 | 197,900 | 249,200 | 286,300 | 331,200 | 359,000 | 388,400 | 435,200 | 471,400 | 532,600 |
| 33 | 199,600 | 250,500 | 287,800 | 332,500 | 361,000 | 390,300 | 436,500 | 472,100 | 533,400 |
| 34 | 201,000 | 251,500 | 289,800 | 334,500 | 362,800 | 391,700 | 437,800 | 472,900 | 534,300 |
| 35 | 202,500 | 252,700 | 291,600 | 336,500 | 364,600 | 393,300 | 439,100 | 473,600 | 535,000 |
| 36 | 204,000 | 254,100 | 293,500 | 338,600 | 366,400 | 394,900 | 440,300 | 474,300 | 535,600 |
| 37 | 205,400 | 255,000 | 295,200 | 340,500 | 367,800 | 396,300 | 441,600 | 474,800 | 536,300 |
| 38 | 206,700 | 256,300 | 296,900 | 342,500 | 369,100 | 397,500 | 442,400 | 475,400 | 536,900 |
| 39 | 207,900 | 257,500 | 298,800 | 344,500 | 370,600 | 398,800 | 443,200 | 476,000 | 537,700 |
| 40 | 209,300 | 258,900 | 300,600 | 346,500 | 372,000 | 399,900 | 444,000 | 476,600 | 538,300 |
| 41 | 210,600 | 260,300 | 302,100 | 348,400 | 373,300 | 401,000 | 444,600 | 477,100 | 538,800 |
| 42 | 211,900 | 261,700 | 303,900 | 350,300 | 374,200 | 402,200 | 445,400 | 477,600 |         |
| 43 | 213,200 | 263,000 | 305,400 | 352,200 | 375,400 | 403,500 | 446,100 | 478,000 |         |
| 44 | 214,600 | 264,200 | 307,000 | 354,100 | 376,500 | 404,600 | 446,800 | 478,300 |         |
| 45 | 215,700 | 265,400 | 308,700 | 355,700 | 377,300 | 405,300 | 447,600 | 478,700 |         |
| 46 | 217,000 | 266,600 | 310,400 | 357,100 | 378,200 | 406,000 | 448,400 |         |         |
| 47 | 218,300 | 268,000 | 312,000 | 358,600 | 379,200 | 406,700 | 448,800 |         |         |
| 48 | 219,700 | 269,200 | 313,800 | 360,200 | 380,100 | 407,500 | 449,500 |         |         |
| 49 | 220,800 | 270,400 | 314,700 | 361,800 | 381,000 | 408,100 | 450,000 |         |         |
| 50 | 221,900 | 271,500 | 316,200 | 362,600 | 381,800 | 408,700 | 450,500 |         |         |
| 51 | 222,900 | 272,800 | 317,800 | 363,800 | 382,600 | 409,200 | 450,900 |         |         |
| 52 | 224,100 | 274,100 | 319,400 | 364,900 | 383,400 | 409,600 | 451,300 |         |         |
| 53 | 225,200 | 275,200 | 321,000 | 365,800 | 384,200 | 410,000 | 451,700 |         |         |
| 54 | 226,200 | 276,300 | 322,700 | 366,900 | 384,900 | 410,300 | 452,100 |         |         |
| 55 | 227,100 | 277,600 | 324,300 | 367,800 | 385,600 | 410,600 | 452,500 |         |         |
| 56 | 228,100 | 278,900 | 325,800 | 368,900 | 386,300 | 410,900 | 452,800 |         |         |
| 57 | 228,400 | 279,900 | 327,400 | 369,900 | 386,800 | 411,200 | 453,100 |         |         |
| 58 | 229,300 | 280,900 | 328,600 | 370,600 | 387,400 | 411,500 | 453,500 |         |         |
| 59 | 230,100 | 281,800 | 329,800 | 371,300 | 388,000 | 411,800 | 453,800 |         |         |
| 60 | 230,800 | 282,900 | 331,000 | 372,000 | 388,800 | 412,100 | 454,100 |         |         |

|     |         |         |         |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 61  | 231,500 | 284,000 | 331,800 | 372,400 | 389,200 | 412,500 | 454,400 |
| 62  | 232,500 | 285,100 | 332,700 | 373,000 | 389,900 | 412,800 |         |
| 63  | 233,400 | 286,000 | 333,500 | 373,700 | 390,500 | 413,100 |         |
| 64  | 234,200 | 287,000 | 334,300 | 374,500 | 391,100 | 413,400 |         |
| 65  | 234,900 | 287,500 | 335,200 | 374,800 | 391,500 | 413,700 |         |
| 66  | 235,600 | 288,400 | 335,600 | 375,500 | 392,100 | 414,000 |         |
| 67  | 236,500 | 289,200 | 336,400 | 376,200 | 392,700 | 414,300 |         |
| 68  | 237,500 | 290,100 | 337,200 | 376,900 | 393,400 | 414,600 |         |
| 69  | 238,300 | 291,100 | 338,000 | 377,200 | 393,800 | 414,800 |         |
| 70  | 238,900 | 291,900 | 338,700 | 377,800 | 394,300 | 415,100 |         |
| 71  | 239,400 | 292,700 | 339,400 | 378,500 | 394,800 | 415,400 |         |
| 72  | 240,100 | 293,500 | 340,100 | 379,200 | 395,400 | 415,700 |         |
| 73  | 240,900 | 294,400 | 340,600 | 379,500 | 395,700 | 415,900 |         |
| 74  | 241,500 | 294,900 | 341,300 | 380,100 | 396,100 | 416,200 |         |
| 75  | 242,100 | 295,300 | 341,800 | 380,800 | 396,500 | 416,500 |         |
| 76  | 242,600 | 295,800 | 342,400 | 381,400 | 396,900 | 416,700 |         |
| 77  | 243,400 | 296,000 | 342,700 | 381,800 | 397,200 | 417,000 |         |
| 78  | 244,100 | 296,300 | 343,200 | 382,300 | 397,500 | 417,300 |         |
| 79  | 244,800 | 296,500 | 343,600 | 382,900 | 397,800 | 417,600 |         |
| 80  | 245,400 | 296,900 | 344,100 | 383,400 | 398,200 | 417,800 |         |
| 81  | 245,900 | 297,100 | 344,500 | 384,000 | 398,400 | 418,000 |         |
| 82  | 246,700 | 297,300 | 345,000 | 384,600 | 398,700 | 418,300 |         |
| 83  | 247,400 | 297,700 | 345,500 | 385,100 | 399,000 | 418,600 |         |
| 84  | 248,100 | 298,000 | 346,100 | 385,400 | 399,200 | 418,800 |         |
| 85  | 248,700 | 298,300 | 346,400 | 385,800 | 399,400 | 419,000 |         |
| 86  | 249,400 | 298,700 | 346,800 | 386,300 | 399,700 |         |         |
| 87  | 250,100 | 299,000 | 347,300 | 386,700 | 400,000 |         |         |
| 88  | 250,800 | 299,400 | 347,700 | 387,100 | 400,200 |         |         |
| 89  | 251,400 | 299,700 | 348,000 | 387,500 | 400,400 |         |         |
| 90  | 251,900 | 300,100 | 348,400 | 388,000 | 400,700 |         |         |
| 91  | 252,200 | 300,400 | 348,900 | 388,400 | 401,000 |         |         |
| 92  | 252,600 | 300,800 | 349,300 | 388,900 | 401,200 |         |         |
| 93  | 252,900 | 301,000 | 349,500 | 389,200 | 401,400 |         |         |
| 94  |         | 301,200 | 349,900 | 389,700 |         |         |         |
| 95  |         | 301,500 | 350,400 | 390,100 |         |         |         |
| 96  |         | 301,900 | 350,900 | 390,500 |         |         |         |
| 97  |         | 302,100 | 351,100 | 390,800 |         |         |         |
| 98  |         | 302,400 | 351,500 | 391,300 |         |         |         |
| 99  |         | 302,800 | 351,900 | 391,700 |         |         |         |
| 100 |         | 303,300 | 352,200 | 392,100 |         |         |         |

|       |         |         |   |
|-------|---------|---------|---|
| 101   | 303,500 | 352,500 | 392,400   |
| 102   | 303,800 | 352,900 |   |
| 103   | 304,200 | 353,300 |   |
| 104   | 304,500 | 353,700 |   |
| 105   | 304,700 | 354,200 |   |
| 106   | 305,000 | 354,600 |   |
| 107   | 305,400 | 355,000 |   |
| 108   | 305,700 | 355,500 |   |
| 109   | 305,900 | 356,000 |   |
| 110   | 306,300 | 356,400 |   |
| 111   | 306,700 | 356,700 |   |
| 112   | 307,000 | 357,000 |   |
| 113   | 307,200 | 575,000 |   |
| 114   | 307,400 |         |   |
| 115   | 307,700 |         |   |
| 116   | 308,200 |         |   |
| 117   | 308,400 |         |   |
| 118   | 308,600 |         |   |
| 119   | 308,900 |         |   |
| 120   | 309,200 |         |   |
| 121   | 309,600 |         |   |
| 122   | 309,800 |         |   |
| 123   | 310,100 |         |   |
| 124   | 310,400 |         |   |
| 125   | 310,700 |         |   |
| 再雇用職員 | 191,700 | 219,800 | 260,700 280,500 295,900 321,800 364,400 398,300 450,500 |

(備考) この表は、公立大大学法人長野県立大学就業規則第2条第2項に定める教員以外の職員のうち、医療職給料表が適用される保健師を除く職員に適用する。

(別表第2)(第5条関係)

教育職給料表

| 職員の<br>区分 | 職務<br>の級<br>号 俸 | 1級      | 2級      | 3級      | 4級      | 5級      |
|-----------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|           |                 | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
|           |                 | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|           | 1               | 177,100 | 220,900 | 282,900 | 331,100 | 414,700 |
|           | 2               | 179,200 | 223,200 | 285,900 | 334,000 | 417,100 |
|           | 3               | 181,300 | 225,500 | 288,800 | 337,200 | 419,500 |
|           | 4               | 183,300 | 227,700 | 291,600 | 340,200 | 422,100 |

## 再雇用以外の職員

|    |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 5  | 185,300 | 229,900 | 294,500 | 343,500 | 424,200 |
| 6  | 187,800 | 232,000 | 297,100 | 346,200 | 426,800 |
| 7  | 190,400 | 234,300 | 299,300 | 348,800 | 429,000 |
| 8  | 192,900 | 236,400 | 301,800 | 351,600 | 431,600 |
| 9  | 195,500 | 238,800 | 304,400 | 354,600 | 433,300 |
| 10 | 198,300 | 241,200 | 307,000 | 357,600 | 435,900 |
| 11 | 201,100 | 243,700 | 309,400 | 360,800 | 438,200 |
| 12 | 203,800 | 246,100 | 312,100 | 364,100 | 440,500 |
| 13 | 206,500 | 248,300 | 314,400 | 367,000 | 442,000 |
| 14 | 208,400 | 250,700 | 316,500 | 368,900 | 444,200 |
| 15 | 210,300 | 253,200 | 318,600 | 371,200 | 446,500 |
| 16 | 212,300 | 255,600 | 320,300 | 373,700 | 448,800 |
| 17 | 214,400 | 257,700 | 322,600 | 376,000 | 451,000 |
| 18 | 216,100 | 260,800 | 324,700 | 378,200 | 453,400 |
| 19 | 217,900 | 264,000 | 326,800 | 380,400 | 455,800 |
| 20 | 219,700 | 267,100 | 328,800 | 382,300 | 458,200 |
| 21 | 221,500 | 270,100 | 330,900 | 384,400 | 460,400 |
| 22 | 223,400 | 273,200 | 333,300 | 386,300 | 462,700 |
| 23 | 225,400 | 276,100 | 336,000 | 388,300 | 465,200 |
| 24 | 227,300 | 279,100 | 338,800 | 390,300 | 467,500 |
| 25 | 229,200 | 282,000 | 340,900 | 391,700 | 469,600 |
| 26 | 231,300 | 284,600 | 342,900 | 393,600 | 471,800 |
| 27 | 233,500 | 287,200 | 345,000 | 395,400 | 474,000 |
| 28 | 235,600 | 289,900 | 347,500 | 397,300 | 476,200 |
| 29 | 237,500 | 292,800 | 349,900 | 399,300 | 478,300 |
| 30 | 239,800 | 295,200 | 352,100 | 401,000 | 480,700 |
| 31 | 242,100 | 297,500 | 354,000 | 402,800 | 482,900 |
| 32 | 244,500 | 299,900 | 355,900 | 404,500 | 485,100 |
| 33 | 246,700 | 302,200 | 357,900 | 406,100 | 487,000 |
| 34 | 248,600 | 304,400 | 360,100 | 408,000 | 489,200 |
| 35 | 250,300 | 307,000 | 362,200 | 409,500 | 491,500 |
| 36 | 252,000 | 309,200 | 364,400 | 411,300 | 493,800 |
| 37 | 253,800 | 311,800 | 366,100 | 412,500 | 495,900 |
| 38 | 255,400 | 313,400 | 368,100 | 414,100 | 498,000 |
| 39 | 256,800 | 315,100 | 370,300 | 415,600 | 499,900 |
| 40 | 258,500 | 316,900 | 372,200 | 417,200 | 501,800 |



|    |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 41 | 260,500 | 318,800 | 374,100 | 418,100 | 503,900 |
| 42 | 262,200 | 319,300 | 376,100 | 419,700 | 505,800 |
| 43 | 263,700 | 320,200 | 377,900 | 421,200 | 507,600 |
| 44 | 265,300 | 321,200 | 379,800 | 422,900 | 509,500 |
| 45 | 266,500 | 322,100 | 381,600 | 424,200 | 511,400 |
| 46 | 268,100 | 323,100 | 383,400 | 425,800 | 513,300 |
| 47 | 269,800 | 323,900 | 385,000 | 427,300 | 515,100 |
| 48 | 271,100 | 324,900 | 386,800 | 428,900 | 517,100 |
| 49 | 272,600 | 325,900 | 388,300 | 430,300 | 518,800 |
| 50 | 273,300 | 326,800 | 390,000 | 431,700 | 520,500 |
| 51 | 273,900 | 327,600 | 391,600 | 433,000 | 522,400 |
| 52 | 274,800 | 328,400 | 393,400 | 434,300 | 524,300 |
| 53 | 275,500 | 329,600 | 394,500 | 435,000 | 526,000 |
| 54 | 276,100 | 330,400 | 396,000 | 436,100 | 527,600 |
| 55 | 276,800 | 331,300 | 397,400 | 437,000 | 529,300 |
| 56 | 277,700 | 332,300 | 399,100 | 437,900 | 531,000 |
| 57 | 278,400 | 333,000 | 400,400 | 438,800 | 532,600 |
| 58 | 279,500 | 334,100 | 401,800 | 439,700 | 533,900 |
| 59 | 280,400 | 335,200 | 403,200 | 440,700 | 535,200 |
| 60 | 281,400 | 336,200 | 404,700 | 441,600 | 536,500 |
| 61 | 282,500 | 337,300 | 406,000 | 442,500 | 537,700 |
| 62 | 283,500 | 338,300 | 407,500 | 443,400 | 538,700 |
| 63 | 284,400 | 339,400 | 409,000 | 444,400 | 539,700 |
| 64 | 285,300 | 340,500 | 410,500 | 445,600 | 540,800 |
| 65 | 286,200 | 341,300 | 411,500 | 446,500 | 541,400 |
| 66 | 287,000 | 342,400 | 412,700 | 447,500 | 542,300 |
| 67 | 288,000 | 343,100 | 413,700 | 448,500 | 543,200 |
| 68 | 289,100 | 344,200 | 414,800 | 449,400 | 544,100 |
| 69 | 289,800 | 344,800 | 415,800 | 450,500 | 545,100 |
| 70 | 290,900 | 346,000 | 416,700 | 451,500 | 545,900 |
| 71 | 291,900 | 346,900 | 417,600 | 452,400 | 546,600 |
| 72 | 293,000 | 348,000 | 418,400 | 453,400 | 547,100 |
| 73 | 293,900 | 348,300 | 419,200 | 454,400 | 547,800 |
| 74 | 295,000 | 349,300 | 420,100 | 455,400 | 548,300 |
| 75 | 296,100 | 350,300 | 420,900 | 456,300 | 549,100 |
| 76 | 297,100 | 351,400 | 421,800 | 457,300 | 549,800 |
| 77 | 297,600 | 352,400 | 422,500 | 458,100 | 550,300 |
| 78 | 298,700 | 353,400 | 423,000 | 458,600 | 550,900 |
| 79 | 299,600 | 354,300 | 423,400 | 459,300 | 551,500 |
| 80 | 300,500 | 355,200 | 423,800 | 460,000 | 552,100 |
| 81 | 301,400 | 356,300 | 424,100 | 460,800 | 552,700 |
| 82 | 302,300 | 357,300 | 424,500 | 461,500 |         |
| 83 | 303,300 | 358,300 | 424,800 | 461,800 |         |
| 84 | 304,200 | 359,300 | 425,200 | 462,400 |         |

|     |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 85  | 304,700 | 359,900 | 425,500 | 462,800 |
| 86  | 305,500 | 360,600 | 425,900 | 463,200 |
| 87  | 306,300 | 361,200 | 426,300 | 463,600 |
| 88  | 307,200 | 361,800 | 426,800 | 463,900 |
| 89  | 307,800 | 362,400 | 427,100 | 464,200 |
| 90  | 308,500 | 362,800 | 427,500 | 464,700 |
| 91  | 309,200 | 363,200 | 427,900 | 465,100 |
| 92  | 309,800 | 363,700 | 428,200 | 465,400 |
| 93  | 310,500 | 364,200 | 428,500 | 465,700 |
| 94  | 311,100 | 364,600 | 428,900 | 466,100 |
| 95  | 311,700 | 365,200 | 429,200 | 466,400 |
| 96  | 312,300 | 365,700 | 429,500 | 466,700 |
| 97  | 313,100 | 366,300 | 429,800 | 467,000 |
| 98  | 313,700 | 366,800 | 430,200 | 467,400 |
| 99  | 314,300 | 367,200 | 430,500 | 467,700 |
| 100 | 314,900 | 367,700 | 430,800 | 468,000 |
| 101 | 315,300 | 368,100 | 431,200 | 468,300 |
| 102 | 315,600 | 368,600 | 431,600 |         |
| 103 | 315,900 | 368,900 | 431,900 |         |
| 104 | 316,300 | 369,400 | 432,200 |         |
| 105 | 316,600 | 370,000 | 432,500 |         |
| 106 | 317,000 | 370,400 | 432,900 |         |
| 107 | 317,300 | 370,900 | 433,200 |         |
| 108 | 317,700 | 371,400 | 433,500 |         |
| 109 | 318,100 | 371,800 | 433,800 |         |
| 110 | 318,400 | 372,300 | 434,100 |         |
| 111 | 318,800 | 372,800 | 434,400 |         |
| 112 | 319,200 | 373,200 | 434,700 |         |
| 113 | 319,500 | 373,600 | 435,000 |         |
| 114 | 319,900 | 374,000 | 435,300 |         |
| 115 | 320,200 | 374,600 | 435,600 |         |
| 116 | 320,500 | 375,000 | 436,000 |         |
| 117 | 320,700 | 375,400 | 436,200 |         |
| 118 | 321,000 | 375,800 |         |         |
| 119 | 321,400 | 376,300 |         |         |
| 120 | 321,800 | 376,700 |         |         |

|       |         |         |         |         |         |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 121   | 322,000 | 377,000 |         |         |         |         |
| 122   | 322,400 | 377,400 |         |         |         |         |
| 123   | 322,800 | 377,900 |         |         |         |         |
| 124   | 323,200 | 378,200 |         |         |         |         |
| 125   | 323,400 | 378,600 |         |         |         |         |
| 126   | 323,600 | 379,200 |         |         |         |         |
| 127   | 323,900 | 379,700 |         |         |         |         |
| 128   | 324,300 | 380,100 |         |         |         |         |
| 129   | 324,500 | 380,500 |         |         |         |         |
| 130   | 324,800 | 381,000 |         |         |         |         |
| 131   | 325,200 | 381,500 |         |         |         |         |
| 132   | 325,400 | 382,000 |         |         |         |         |
| 133   | 325,600 | 382,500 |         |         |         |         |
| 134   | 325,900 | 383,000 |         |         |         |         |
| 135   | 326,300 | 383,500 |         |         |         |         |
| 136   | 326,500 | 384,100 |         |         |         |         |
| 137   | 326,700 | 384,600 |         |         |         |         |
| 138   | 327,000 | 385,100 |         |         |         |         |
| 139   | 327,200 | 385,600 |         |         |         |         |
| 140   | 327,500 | 386,100 |         |         |         |         |
| 141   | 327,900 | 386,600 |         |         |         |         |
| 142   | 328,200 |         |         |         |         |         |
| 143   | 328,500 |         |         |         |         |         |
| 144   | 328,800 |         |         |         |         |         |
| 145   | 329,200 |         |         |         |         |         |
| 146   | 329,500 |         |         |         |         |         |
| 147   | 329,700 |         |         |         |         |         |
| 148   | 330,000 |         |         |         |         |         |
| 149   | 330,400 |         |         |         |         |         |
| 150   | 330,700 |         |         |         |         |         |
| 151   | 331,000 |         |         |         |         |         |
| 152   | 331,200 |         |         |         |         |         |
| 153   | 331,500 |         |         |         |         |         |
| 154   | 331,900 |         |         |         |         |         |
| 155   | 332,200 |         |         |         |         |         |
| 156   | 332,500 |         |         |         |         |         |
| 157   | 332,700 |         |         |         |         |         |
| 再雇用職員 |         | 240,600 | 288,800 | 300,100 | 322,500 | 408,300 |

(備考) この表は、公立大学法人長野県立大学就業規則第2条第2項に定める教員に適用する。

## (別表第3) (第5条関連)

## 医療職給料表

| 職員の<br>区分 | 職務<br>の級<br>号 俸 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     | 5 級     | 6 級     |
|-----------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|           |                 | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
|           |                 | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|           | 1               | 168,700 | 196,400 | 245,200 | 268,200 | 293,100 | 337,200 |
|           | 2               | 170,200 | 198,500 | 247,000 | 269,200 | 294,800 | 339,300 |
|           | 3               | 171,700 | 200,700 | 248,900 | 270,100 | 296,400 | 341,400 |
|           | 4               | 173,100 | 202,700 | 250,700 | 271,200 | 298,300 | 343,600 |
|           | 5               | 174,500 | 204,900 | 252,100 | 271,700 | 300,000 | 345,600 |
|           | 6               | 176,100 | 207,200 | 253,500 | 272,800 | 301,900 | 347,800 |
|           | 7               | 177,600 | 209,600 | 254,600 | 273,600 | 303,600 | 349,900 |
|           | 8               | 179,100 | 211,800 | 255,900 | 274,500 | 305,300 | 352,100 |
|           | 9               | 180,400 | 214,200 | 256,900 | 275,600 | 307,300 | 353,600 |
|           | 10              | 182,100 | 215,600 | 258,000 | 276,300 | 309,000 | 355,700 |
|           | 11              | 183,700 | 217,000 | 258,900 | 277,500 | 310,700 | 357,600 |
|           | 12              | 185,300 | 218,200 | 259,800 | 278,700 | 312,600 | 359,600 |
|           | 13              | 186,700 | 219,700 | 261,000 | 280,000 | 314,200 | 361,600 |
|           | 14              | 188,700 | 221,100 | 262,100 | 281,100 | 315,800 | 363,700 |
|           | 15              | 190,800 | 222,600 | 263,000 | 282,400 | 317,700 | 365,900 |
|           | 16              | 192,800 | 223,900 | 264,000 | 283,800 | 319,500 | 367,900 |
|           | 17              | 195,000 | 225,300 | 264,500 | 285,100 | 321,200 | 370,000 |
|           | 18              | 197,100 | 226,800 | 265,400 | 286,400 | 322,900 | 372,000 |
|           | 19              | 199,200 | 228,300 | 266,400 | 287,500 | 324,600 | 374,100 |
|           | 20              | 201,400 | 229,900 | 267,200 | 288,700 | 326,300 | 376,300 |
|           | 21              | 203,400 | 231,000 | 268,200 | 290,300 | 327,800 | 378,000 |
|           | 22              | 205,700 | 232,700 | 269,100 | 292,000 | 329,300 | 380,200 |
|           | 23              | 207,900 | 234,500 | 270,000 | 293,300 | 330,800 | 382,300 |
|           | 24              | 210,200 | 236,200 | 271,000 | 294,600 | 332,400 | 384,400 |
|           | 25              | 212,100 | 237,500 | 272,300 | 295,900 | 333,800 | 386,400 |
|           | 26              | 213,400 | 239,300 | 273,200 | 297,600 | 335,200 | 388,000 |
|           | 27              | 214,700 | 241,000 | 274,400 | 299,300 | 336,800 | 390,000 |
|           | 28              | 216,000 | 242,700 | 275,600 | 301,000 | 338,400 | 391,900 |
|           | 29              | 217,200 | 244,400 | 276,800 | 302,300 | 339,500 | 393,800 |
|           | 30              | 218,300 | 245,800 | 278,300 | 304,000 | 341,000 | 395,500 |
|           | 31              | 219,700 | 247,100 | 279,800 | 305,600 | 342,500 | 397,400 |
|           | 32              | 220,900 | 248,300 | 281,100 | 307,300 | 344,000 | 399,300 |
|           | 33              | 222,200 | 249,500 | 282,800 | 308,800 | 345,600 | 401,000 |
|           | 34              | 223,500 | 250,600 | 284,200 | 310,300 | 347,200 | 402,800 |
|           | 35              | 224,900 | 251,500 | 285,400 | 311,900 | 348,800 | 404,600 |
|           | 36              | 226,200 | 252,600 | 286,600 | 313,600 | 350,300 | 406,300 |

|    |         |         |                |         |         |         |
|----|---------|---------|----------------|---------|---------|---------|
| 37 | 227,300 | 253,600 | 288,300        | 314,900 | 352,100 | 408,000 |
| 38 | 228,800 | 254,700 | 289,500        | 316,300 | 353,700 | 409,700 |
| 39 | 230,100 | 255,600 | 290,900        | 317,800 | 355,200 | 411,500 |
| 40 | 231,500 | 256,700 | 292,300        | 319,400 | 356,900 | 413,400 |
| 41 | 232,400 | 257,100 | <b>293,600</b> | 320,900 | 358,100 | 414,900 |
| 42 | 233,900 | 258,100 | 295,200        | 322,400 | 359,600 | 416,400 |
| 43 | 235,300 | 259,000 | 296,700        | 323,800 | 361,200 | 418,000 |
| 44 | 236,700 | 259,700 | 298,300        | 325,300 | 362,600 | 419,300 |
| 45 | 237,900 | 260,500 | 299,700        | 326,100 | 364,200 | 420,400 |
| 46 | 239,400 | 261,400 | 301,100        | 327,600 | 365,300 | 421,500 |
| 47 | 240,700 | 262,300 | 302,600        | 329,000 | 366,800 | 422,700 |
| 48 | 242,000 | 263,400 | 304,200        | 330,500 | 368,100 | 423,900 |
| 49 | 243,100 | 264,400 | 305,300        | 331,700 | 369,600 | 425,200 |
| 50 | 244,200 | 265,400 | 306,600        | 333,100 | 371,000 | 426,300 |
| 51 | 245,200 | 266,600 | 307,800        | 334,400 | 372,300 | 427,600 |
| 52 | 246,300 | 267,900 | 309,300        | 335,700 | 373,700 | 428,700 |
| 53 | 247,200 | 269,000 | 310,700        | 337,200 | 375,300 | 429,900 |
| 54 | 248,400 | 270,400 | 312,000        | 338,600 | 376,500 | 430,900 |
| 55 | 249,300 | 271,700 | 313,500        | 340,000 | 377,600 | 432,100 |
| 56 | 250,300 | 273,100 | 314,900        | 341,400 | 378,800 | 433,200 |
| 57 | 251,000 | 274,600 | 315,700        | 342,300 | 380,000 | 434,300 |
| 58 | 252,000 | 276,100 | 316,900        | 343,600 | 380,900 | 434,800 |
| 59 | 252,700 | 277,600 | 318,200        | 344,800 | 381,900 | 435,400 |
| 60 | 253,600 | 279,000 | 319,600        | 346,200 | 382,900 | 435,900 |
| 61 | 254,400 | 280,400 | 320,700        | 347,300 | 383,500 | 436,500 |
| 62 | 255,400 | 281,700 | 322,000        | 348,200 | 384,400 | 437,000 |
| 63 | 256,200 | 283,200 | 323,400        | 349,400 | 385,200 | 437,400 |
| 64 | 257,200 | 284,500 | 324,600        | 350,800 | 386,000 | 437,900 |
| 65 | 258,200 | 285,900 | 325,900        | 351,900 | 386,700 | 438,500 |
| 66 | 259,000 | 287,400 | 327,300        | 353,100 | 387,400 | 438,900 |
| 67 | 260,100 | 288,900 | 328,600        | 354,300 | 388,200 | 439,200 |
| 68 | 261,000 | 290,500 | 329,900        | 355,500 | 389,000 | 439,500 |
| 69 | 261,800 | 291,600 | 330,600        | 356,500 | 389,600 | 439,900 |
| 70 | 262,900 | 293,100 | 331,800        | 357,500 | 390,200 |         |
| 71 | 263,800 | 294,700 | 332,900        | 358,600 | 390,900 |         |
| 72 | 264,800 | 296,100 | 333,800        | 359,700 | 391,500 |         |
| 73 | 266,200 | 297,100 | 335,100        | 360,600 | 392,200 |         |
| 74 | 267,600 | 298,600 | 335,800        | 361,700 | 392,700 |         |
| 75 | 268,700 | 299,800 | 337,000        | 362,800 | 393,400 |         |
| 76 | 269,800 | 301,100 | 338,200        | 363,900 | 393,900 |         |
| 77 | 270,800 | 302,500 | 339,300        | 364,600 | 394,300 |         |
| 78 | 271,800 | 303,900 | 340,500        | 365,500 | 394,900 |         |
| 79 | 273,100 | 305,100 | 341,700        | 366,300 | 395,400 |         |
| 80 | 274,200 | 306,400 | 342,900        | 367,000 | 395,700 |         |

|     |         |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 81  | 275,200 | 306,900 | 344,000 | 367,600 | 396,000 |
| 82  | 276,200 | 308,200 | 345,100 | 368,100 | 396,500 |
| 83  | 277,300 | 309,300 | 346,200 | 368,700 | 396,900 |
| 84  | 278,400 | 310,500 | 347,300 | 369,200 | 397,200 |
| 85  | 279,200 | 311,600 | 348,200 | 369,900 | 397,500 |
| 86  | 280,200 | 312,900 | 349,200 | 370,400 | 398,100 |
| 87  | 281,300 | 314,100 | 350,100 | 371,000 | 398,600 |
| 88  | 282,400 | 315,200 | 351,200 | 371,500 | 399,000 |
| 89  | 283,200 | 316,500 | 352,200 | 371,900 | 399,300 |
| 90  | 284,100 | 317,800 | 353,000 | 372,300 | 399,700 |
| 91  | 285,000 | 319,000 | 353,800 | 372,900 | 400,200 |
| 92  | 286,000 | 320,200 | 354,600 | 373,400 | 400,600 |
| 93  | 286,900 | 321,000 | 355,200 | 373,700 | 401,000 |
| 94  | 287,900 | 321,700 | 355,900 | 374,200 | 401,400 |
| 95  | 288,800 | 322,500 | 356,600 | 374,700 | 401,900 |
| 96  | 289,900 | 323,100 | 357,200 | 375,000 | 402,300 |
| 97  | 290,500 | 323,800 | 357,600 | 375,600 | 402,800 |
| 98  | 291,300 | 324,100 | 358,000 | 376,100 | 403,200 |
| 99  | 291,900 | 324,700 | 358,500 | 376,600 | 403,700 |
| 100 | 292,800 | 325,400 | 358,900 | 377,100 | 404,100 |
| 101 | 293,600 | 325,800 | 359,400 | 377,700 | 404,500 |
| 102 | 294,500 | 326,400 | 359,800 | 378,200 |         |
| 103 | 295,300 | 327,100 | 360,400 | 378,700 |         |
| 104 | 296,100 | 327,700 | 360,800 | 379,200 |         |
| 105 | 296,800 | 328,100 | 361,100 | 379,800 |         |
| 106 | 297,300 | 328,600 | 361,600 | 380,300 |         |
| 107 | 297,800 | 329,100 | 362,000 | 380,800 |         |
| 108 | 298,300 | 329,600 | 362,300 | 381,300 |         |
| 109 | 298,600 | 330,000 | 362,800 | 381,900 |         |
| 110 | 298,900 | 330,400 | 363,300 | 382,300 |         |
| 111 | 299,100 | 330,700 | 363,800 | 382,800 |         |
| 112 | 299,500 | 331,000 | 364,300 | 383,300 |         |
| 113 | 299,800 | 331,400 | 364,900 | 384,000 |         |
| 114 | 300,000 | 331,900 | 365,400 |         |         |
| 115 | 300,400 | 332,300 | 365,900 |         |         |
| 116 | 300,700 | 332,600 | 366,300 |         |         |
| 117 | 301,000 | 332,800 | 366,700 |         |         |
| 118 | 301,300 | 333,100 | 367,100 |         |         |
| 119 | 301,600 | 333,500 | 367,600 |         |         |
| 120 | 302,000 | 333,700 | 368,100 |         |         |
| 121 | 302,300 | 333,900 | 368,500 |         |         |
| 122 | 302,700 | 334,200 | 369,000 |         |         |
| 123 | 303,000 | 334,500 | 369,600 |         |         |
| 124 | 303,500 | 334,800 | 370,100 |         |         |

|     |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|
| 125 | 303,700 | 335,000 | 370,400 |
| 126 | 303,900 | 335,300 |         |
| 127 | 304,200 | 335,700 |         |
| 128 | 304,600 | 335,900 |         |
| 129 | 304,800 | 336,100 |         |
| 130 | 305,100 | 336,400 |         |
| 131 | 305,500 | 336,800 |         |
| 132 | 305,900 | 337,000 |         |
| 133 | 306,100 | 337,300 |         |
| 134 | 306,400 | 337,700 |         |
| 135 | 306,800 | 338,100 |         |
| 136 | 307,100 | 338,500 |         |
| 137 | 307,300 | 338,800 |         |
| 138 | 307,600 | 339,200 |         |
| 139 | 308,100 | 339,600 |         |
| 140 | 308,400 | 340,000 |         |
| 141 | 308,600 | 340,300 |         |
| 142 | 309,000 | 340,700 |         |
| 143 | 309,400 | 341,000 |         |
| 144 | 309,700 | 341,500 |         |
| 145 | 309,900 | 341,800 |         |
| 146 | 310,100 | 342,200 |         |
| 147 | 310,400 | 342,600 |         |
| 148 | 310,800 | 343,000 |         |
| 149 | 311,000 | 343,300 |         |
| 150 | 311,200 | 343,700 |         |
| 151 | 311,500 | 344,100 |         |
| 152 | 311,800 | 344,500 |         |
| 153 | 312,200 | 344,800 |         |
| 154 | 312,400 |         |         |
| 155 | 312,600 |         |         |
| 156 | 313,000 |         |         |
| 157 | 313,300 |         |         |
| 158 | 313,600 |         |         |
| 159 | 313,900 |         |         |
| 160 | 314,200 |         |         |
| 161 | 314,600 |         |         |
| 162 | 314,900 |         |         |
| 163 | 315,200 |         |         |
| 164 | 315,500 |         |         |
| 165 | 315,900 |         |         |
| 166 | 316,200 |         |         |
| 167 | 316,500 |         |         |
| 168 | 316,800 |         |         |

|       |     |         |         |         |         |         |         |
|-------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       | 169 | 317,200 |         |         |         |         |         |
| 再雇用職員 |     | 240,100 | 260,900 | 268,200 | 278,600 | 295,300 | 333,200 |

(備考) この表は、公立大大学法人長野県立大学就業規則第2条第2項に定める教員以外の職員のうち、保健師に適用する。

(別表第4) (第5条関連)

指定職給料表

| 職  | 給料月額      |
|----|-----------|
| 学長 | 721,200 円 |